第一生命提出用

★★ **工事完了後**に資金を払い出される場合 ★★

表面

第一生命
Daiichi Life Group

増改築による払出しチェックシート（適格払出）

このチェックシートはご加入の財形住宅貯蓄を非課税でお支払いするための必要書類および要件を確認いただく書類です。内容をご確認いただき、太枠内をチェックし必要事項を記入の上、請求時にご提出ください。

＜必要書類＞

● **登記事項証明書**（建物用）を提出できますか？　＊発行日より６か月以内	YES	NO
● ①～④のうちいずれか１つを提出できますか？ **①　確認済証　②　検査済証　③　増改築等工事証明書〈法定様式〉　いずれかのコピー** **④　（工事費用が１００万円以下の場合のみ）増改築等工事完了届原本（コピー不可）** ※提出できるかどうか建築士（「増改築等工事完了届」の場合には施工主）にご確認ください。	YES	NO
● **増改築された住宅における住民票**（コピー不可）を提出できますか？　＊発行日より６か月以内	YES	NO
● **工事請負契約書**または**見積書**のコピー（工事費用がわかる）を提出できますか？ ※すでに頭金払出をしており、今回が残額払出の場合は再度のご提出は不要です。	YES	NO

＜確認事項＞

１.増改築される住宅は契約者ご本人の名義ですか？ ※共有名義の場合、払出額は持ち分割合の費用までとなります。	YES	NO
２.契約者ご本人がお住みですか？ ※登記事項証明書（建物用）と住民票の所在地が同じでなければなりません。	YES	NO
３.増改築される住宅（工事完了後）の総床面積が４０㎡以上ですか？（床面積　　㎡）	YES	NO
４.増改築される住宅は居住用となりますか？居住用以外の部分（店舗・倉庫等）がある住宅の増改築等工事をされる場合、居住用部分の床面積が総床面積の２分の１以上ありますか？ ※居住用部分の増改築等工事費用のみが払出の対象となります。	YES	NO
５.総工事費用は、７５万円を超えますか？	YES	NO
６.頭金払出された方は、**工事費用の増額**はありますか？　→YES の場合は、見積書（コピー等）提出要。 ※同一工事の範囲内であれば、増額した費用分に対しても適格払出時に請求が可能となります。	YES	NO
７.払出希望金額は総工事費用（共同名義の場合は持分割合の費用）の範囲内ですか？ （払出金額：　　円）≦（工事費用：　　円 × 持分割合　　割） ※すでに頭金払出をされており、今回が残額払出の場合は、頭金払出金額も払出希望金額に含めます。 ※特定増改築等工事の場合、補助金等の金額は工事費用から差し引き、払出金額を算出します。	YES	NO
８.①**増改築等工事完了日から１年以内の払出し**（当社書類受付日）ですか？ （増改築等工事完了日　　年　　月　　日）+1 年 ≧ 当社書類受付日 ②すでに頭金払出をされていて今回が残額払出の場合、**頭金払出日から２年以内**の払出しですか？ （頭金払出日　　年　　月　　日）+２年 ≧ 当社書類受付日 ③退職（転籍含む）、転任（役員昇格等）その他の理由により**不適格事由に該当した日から１年を経過**していませんか？ （退職・転任日　　年　　月　　日）+1 年 ≧支払完了日（支払が完了し、口座に入金していることが条件となります。） **＊①②③の条件をすべて満たす必要があります。**	YES	NO
９.**住宅財形の非課税での払出後、ご契約を継続された場合** 契約のご継続後、住宅財形の解約（課税扱い）をされる場合、解約日より５年以内に非課税で払出をされた差益（お利息）に対しても遡及して課税されます。	了承いたしました。 □ ←チェックしてください	

【単身赴任のお客さま】
転勤･出向等で増改築する住宅に契約者ご本人が居住せず､配偶者(扶養親族含む）が居住される場合は、非課税でのお支払いが可能な場合がございます。詳細は裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。

「６」以外**すべて YES** の場合に非課税での払出しができます。NO の項目がある場合や､ご不明な点がございましたら、裏面「お問い合わせ先」までご連絡ください。

裏面もご覧ください。

財形[登]00877-11　2026.4　保存期間消滅後 7 年 本

裏面

【適格払出時のお取り扱いおよび必要書類】

お取り扱い	必要書類
A. 工事完了後、残りの金額の全てを払出し、契約は**終了**します。	①支払請求書 ②建物の登記事項証明書（発行後６か月以内のもの･ｺﾋﾟｰ可） ③住民票（発行後６か月以内のもの･ｺﾋﾟｰ不可） ④増改築等工事証明書（ｺﾋﾟｰ可） または建築確認済証(ｺﾋﾟｰ)、検査済証(ｺﾋﾟｰ) 注１ ⑤「工事請負契約書(ｺﾋﾟｰ)」または「見積書(ｺﾋﾟｰ）」 （工事費用がわかるもの）注２
B. 工事完了後、残りの金額の一部を払出し、契約を**継続**します。	①支払請求書 ②建物の登記事項証明書(発行後６か月以内のもの･ｺﾋﾟｰ可) ③住民票(発行後６か月以内のもの･ｺﾋﾟｰ不可) ④増改築等工事証明書（ｺﾋﾟｰ可） または建築確認済証(ｺﾋﾟｰ)、検査済証(ｺﾋﾟｰ) 注１ ⑤「工事請負契約書(ｺﾋﾟｰ)」または「見積書(ｺﾋﾟｰ）」 （工事費用がわかるもの）注２
C. 工事完了後、残りの金額を払出しせずに、契約を**継続**します。	①建物の登記事項証明書(発行後６か月以内のもの･ｺﾋﾟｰ可) ②住民票(発行後６か月以内のもの･ｺﾋﾟｰ不可) ③増改築等工事証明書（ｺﾋﾟｰ可） または建築確認済証(ｺﾋﾟｰ)、検査済証(ｺﾋﾟｰ) 注１ ④「工事請負契約書(ｺﾋﾟｰ)」または「見積書(ｺﾋﾟｰ）」 （工事費用がわかるもの）注２

注１ 工事金額が７５万超から１００万円以内の場合は、「増改築等工事証明書(ｺﾋﾟｰ可)」の代わりに「増改築等工事完了届原本(ｺﾋﾟｰ不可)」で代替可能です。特定増改築等工事の場合、補助金等の金額は工事費用から差し引き、払出金額を算出します。

注２ 頭金払出時にすでに提出されている場合は不要です。ただし、工事費用を増額された場合には必要となります。

＊単身赴任で増改築された住宅に契約者ご本人が居住されない場合は、別途必要な書類が発生いたします。
詳しくは「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【増改築工事完了後の取扱注意点】

必要書類は、**頭金払出から２年、または増改築工事完了日から１年、または退職（転籍含む）・転任（役員昇格等）その他の理由により、不適格事由に該当した日から１年のいずれか早い日まで**にご提出ください。期間内にご提出いただけない場合、契約は解約していただくこととなり、**５年遡及課税**の対象となります。

５年遡及課税とは…住宅購入や住宅の増改築等の目的以外で払出（解約）した場合、解約の日より５年間遡って非課税でお受け取りいただいた利息についても、非課税の適用がなかったものとして、課税されることをいいます。

※今回契約継続でお手続きをされた後、課税解約(目的外解約)された場合にも、５年遡及課税が適用されます。

＜その他の注意事項＞

① 退職（転籍含む)、転任（役員昇格等）その他の理由により、不適格事由に該当した日から１年を経過した日以降に払い出す場合は、課税扱いとなります。

② 積立を中断されている場合には、２年以内に積立を再開する必要があります。ただし、２年以内に契約が消滅する場合にはこの限りではありません。

以上の内容を確認いたしました。

年　　月　　日　契約者名

勤務先　携帯　自宅　（日中連絡先　：　－　－　）

＜お問い合わせ先＞

第一生命保険株式会社　団体事務サービス課（財形）

電話番号　0120-998-665

受付時間：月～金曜日 9 時～17 時（祝日・年末年始除く）